

## 令和3年度第1回

### 民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討会 議事録

日時：令和3年8月18日（水）10:00～12:00

場所：WEB 会議

#### 【議題】

- (1) 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を認定する基準の考え方について
- (2) 海域における OECM について
- (3) その他

#### 【資料】

- ・ 第1回検討会 議事次第
- ・ 第1回検討会 出席者名簿
- ・ 資料1 これまでの検討経緯等について
- ・ 資料2 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を認定する基準の考え方について
- ・ 資料2別添 IUCN Methodology Step 1～3 の項目内容
- ・ 資料3 海域における OECM について
- ・ 参考資料1 Site-level methodology for identifying other effective area-based conservation measures (OECMs) Draft Version 1.0

- 事務局・河野 定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第1回民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しておりますいであ株式会社の河野と申します。よろしくお願ひいたします。まず初めに、環境省自然環境局の奥田直久局長より開会の御挨拶を頂きたいと思ひます。
- 環境省・奥田局長 おはようございます。7月1日から鳥居の後を引き継ぎまして自然環境局長に着任しております奥田と申します。3年ぶりに自然環境局に戻ってまいりまして、多くの委員の先生方にはこれまでも大変お世話になったところですが、引き続きよろしくお願ひいたします。また本日はお忙しい中、民間取組と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会、通称OECM検討会というのですか、こちらのほうに御出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃から自然環境行政に多大なる御協力を頂いていることをこの場を借りて厚く御礼申し上げたいと思ひます。

今、申し上げたとおり、この検討会ではOECMを主題として生物多様性の保全の取組を促進するような自然環境保全全般の在り方について検討することとしてしています。昨年度、2回の検討を行ってきたと聞いておりますけれども、我が国ならではのOECMに該当する区域のイメージ、もしくはOECMが果たし得る役割等について御議論を頂いたと承知しております。

本日はこれまでの議論を踏まえまして、陸域のOECMについては、具体的な認定基準の素案について、適切なものかどうか、その辺の御議論を頂くということ、また、海域のOECMについて、昨年度は議論が十分にできていないと承知しておりますけれどもこれを開始したいということをお願いを申し上げたいと思っております。

私は久しぶりに自然環境局に戻ってまいりまして、国際社会における生物多様性の取り上げられ方というのが大分違ってきているということも承知しております。特に今年の6月のG7コーンウォール・サミットによって、2030年自然協約が採択され、その中で2030年までに陸と海それぞれにおいて30%保全に取り組むこと、いわゆる30by30が合意されました。これは小泉大臣も非常に熱心に取り組もうということでも私も指示を受けているところでございます。30by30は生

物多様性の保全にだけでなく、脱炭素もしくは循環経済を支える上でも重要な視点と考えております。そういう意味でもOECMの検討を進める必要性と重要性というのはますます高まっていると言えると思います。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますけれども、ぜひ忌憚のない御意見を出していただき、このOECMの検討を先に進めるのに御協力を頂けたらありがたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

また、最後になりますけれども、本日も、前回に引き続き、多くの自治体、企業、またNGOの方々から傍聴のお申し込みを頂いております。OECMの重要度が高まっている中で、OECMに対する今後の期待、発展への期待と考えております。傍聴していただくことに感謝申し上げるとともに、引き続き自然環境行政への御協力をお願い申し上げて、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願い申し上げます。

- 事務局・河野 奥田局長、ありがとうございました。本日の検討会につきましてはWEB会議での開催となっており、委員の皆様はそれぞれの御所属等からオンラインで御出席いただいております。また、傍聴希望の御登録を頂いた皆様に傍聴いただいておりますのでよろしく願いいたします。

続きましてお手元の資料の確認ですが、議事次第に記載の資料一覧につきまして不足の資料がございましたら事務局にお知らせください。続きまして出席者を御紹介させていただきます。初めに、委員の皆様を御紹介させていただきます。事務局よりお名前をお呼びいたしますので一言御挨拶を頂きたく損じます。

初めに大阪府立大学名誉教授で、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長の石井実委員です。

- 石井委員 石井でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、慶應義塾大学環境情報学部教授の一ノ瀬友博委員です。
- 一ノ瀬委員 一ノ瀬です。どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、NPO法人Green Connection TOKYO 代表理事の佐藤留美委員です。
- 佐藤委員 こんにちは。佐藤です。「みどりのプラットフォーム」ということで活動しております。よろしく願いいたします。

- 事務局・河野 続きまして、株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所 エグゼクティブフェローの竹ヶ原啓介委員です。
- 竹ヶ原委員 竹ヶ原と申します。金融界からの参加になります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、東京農工大学名誉教授の土屋俊幸委員です。
- 土屋委員 土屋です。森林政策を専門にしております。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門 海洋生物環境影響研究センター、センター長の藤倉克典委員です。
- 藤倉委員 ありがとうございます。JAMSTECの藤倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、東京大学大学院農学生命科学研究科教授の八木信行委員です。
- 八木委員 八木です。よろしくお願いいたします。専門は海洋ですが、森・川・海といった形で陸上も守備範囲にしています。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして国連大学サステナビリティ高等研究所 シニアプログラムコーディネーターの渡辺綱男委員です。
- 渡辺委員 おはようございます。渡辺です。今年度もよろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 なお、NPO法人いわて地域づくり支援センター代表理事で岩手大学農学部名誉教授の広田純一委員は御都合により御欠席となります。また、議事次第にございますように、事務局のほか、環境省関係課室及び関係省庁からも傍聴、オブザーバー参加を頂いております。

続きまして、座長でございますが、昨年度に引き続き、石井委員にお願いしたいと存じます。石井委員、よろしくお願い申し上げます。

- 石井座長 どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 また、会議の進め方ですが、事前に会議の進め方とルールの資料をお送りさせて頂いているため、改めての御説明は時間の関係で省略させていただきます。オンライン接続の委員、オブザーバーの皆様は、御質問がございましたら挙手ボタンにてお知らせいただくか、よろしいでしょうかと一言お声掛けくださいませ。なお、傍聴の皆様は御発言いただくことはできませんので御了承

ださい。それでは議事に移らせていただきますが、ここからの進行は石井座長にお願いできればと存じます。石井座長、よろしく願いいたします。

- 石井座長 はい、承知しました。石井でございます。僭越ながら進行役を今年も務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。限られた時間ではございますが、委員の皆様には活発な御議論をお願いしたいと思っております。本日の議題につきましては、先ほど局長から御説明があったように、その他も含めまして3件でございます。では早速ですが、議事の(1)民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を認定する基準の考え方についてということで、事務局のほうから御説明をお願いいたします。本日は小林課長補佐から説明を頂くことになっていると思っております。よろしく願いいたします。
- 環境省・小林課長補佐 おはようございます。環境省、小林です。それでは私のほうから議事(1)について、資料1及び資料2、こちらを併せまして、大体25分程度で御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、これまでの振り返りも込めまして検討経緯について御説明したいと思っております。

検討会の目的ですが、こちらは、昨年度の第1回の検討会で説明しました設立趣旨を簡単にまとめたものです。読み上げますと、民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域(OECM)が民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することで、広域的そして強靱な生態系ネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進するための方策を具体的に検討するためにこの検討会を設置させていただいたところです。これまで、陸域についてはOECMの概念整理、それからその役割といったものを中心に御検討いただきました。今年度からは、それを具体化していくことを始めていきたいと思っております。一方、海域については、本日の議事(2)にありますように、今年度から検討を本格化していきたいと考えております。

振り返りということで、そもそもですが、OECMとは何ぞやということで、こちらは、2010年愛知県名古屋市で開催されたCOP10のときに採択された愛知目標、その際に出てきた概念でございます。

一方で、具体的に定義が決まってきたのは比較的最近で、2018年COP14の

ときに、このOECMの国際的な定義が採択されました。その仮訳はここに書いてあるとおりですが、本当に大ざっぱに言ってしまうと、保護地域以外で生物多様性保全に寄与している地域といったところがOECMであると言われております。令和2年3月には自然環境保全基本方針にもOECMを位置づけさせていたいただいております。

最近の動きとして、先ほどの局長の冒頭の挨拶でもありましたように、今年度のG7の中で30by30、それからOECMといったものが盛り込まれまして、日本を含む世界各地でこのOECMに対する期待が高まってきたと感じております。

では、日本におけるOECMは一体どんな役割、目的、意義があるのかということですが、こちらは、昨年度中心に議論を頂きましたので、昨年度の検討会でお示しした資料になります。OECMを何のために進めるのかという目的でございますので、また改めて御説明したいと思っております。

そもそもOECMによって生物多様性にとって重要な場所が保全されるということはそのとおりでございますが、この保護地域とOECMを中心として生態系ネットワークの確保が図られていく。これによって保護地域の保全機能強化を図っていくというものがまずございます。それが気候変動の影響に対する強靱性にもつながっていく。生態系ネットワークの存在というものが地図情報の管理・共有を通じて視覚的に認識されていくことも非常に重要な役割となっております。

その次、OECMの部分でございますが、いわゆる生物多様性保全に貢献していると言われていた区域がOECMと位置づけられることで、いわゆる既存の土地利用とか管理の継続というものが促進されるだろう、それが生物多様性の保全とか生態系サービスの享受といったものにつながっていく。その次ですが、企業、NGO等といったところが管理している区域がOECMに位置づけられることが価値の向上にもつながってきて、ESG投資などの適切な評価がなされやすい。さらにOECMに位置づけられるということが地域の資産として認知され、それが持続可能な利用、支援につながっていく。またOECMとして管理していくことをきっかけに、地域の多様な主体の連携・協働が生まれて、それが地域の活力向上にもつながっていくことを期待しております。また地方公共団体が生物多様性保全を進めていくための成果の指標としてOECMが位置づけられるというこ

とも重要になってくるのではと考えております。

こういったことを踏まえまして、国内全体としては今後の社会情勢も見据えた国土の効率的そして計画的な利用にもつながっていく、それから環境省で進めている地域循環共生圏の構築であったり、里山未来拠点の形成、こういったところとOECMが連携していけるような場所になっていく。また国際的には、里山イニシアティブといった国際パートナーシップによって、OECMを通じた里地里山とか、そういう二次的自然の保全、そういった連携というのが国際的にも推進されていくようなこと、それからポスト 2020 生物多様性枠組などにも貢献していくことが期待されると思っております。これが昨年度議論いただいた日本における保護地域とOECMのいわゆる役割でございます。

次に陸域において、ではどのような地域が想定されるのか、こちらについても昨年度検討いただきました。こちらが昨年度の議論を整理した生物多様性保全に寄与する地域のイメージになります。1つ目ですが、生物多様性保全が主目的である場所、ここは民間企業、民間団体、個人の方、それから公共機関、様々な主体がありますが、いわゆる企業の森であったり、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森など、こういった保護地域でなくても生物多様性保全を主目的に様々な手法で管理がなされているところがそういった地域になるだろうと思います。続きまして、二次的それから付随的、いろいろあるかと思いますが、生物多様性保全が主目的ではないが貢献しているような場所のイメージです。上から見ていきますが、いわゆる農林業の場とか生活の場として持続可能な資源利用、土地利用がなされたことで、結果として二次的自然の形成が行われているような、いわゆる里地里山のような場所、それから生物多様性に配慮した施業が行われ、自然資源の商業利用がなされているような、いわゆる森林施業地であったり、水源の森とか、それから信仰とか文化の対象として長期的に地域によって大切に保存されてきたことによってその生物多様性だったり自然環境が保全されている、いわゆる社寺林であったり、文化財指定・選定の地域など、また人々の生活環境との調和のために緑地の保全・造成がされた場所が結果として生態系の保全に役立っているような企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、それから都市内の緑地などといったものがあるかと思っております。またレクリエーションを目的に自然環境を生かした活動がなされるような都市内の公園で

あったり、ゴルフ場、そういったものが挙げられておりました。また、風致景観の保全、それが生物多様性の保全にもなっているような風致保全の樹林などもございます。

続きまして、いわゆる研究目的で自然環境を損なわない範囲で研究行為が行われているような研究機関が管理するような森林であったり、自然を生かした環境教育を行っているような場、それから防災・減災であったり、水源涵養・炭素固定といった目的のために管理が行われているような森林であったり、遊水地であったり、そういった場所、それから例えば建物の屋上など、人工構造物の一部が結果として生き物の何らかの巣であったり、そういう生息・生育の場になっているような場所、それから試験とか訓練目的で専用利用されている場所が結果として生物多様性の維持にもつながっているような場所、こういったところが日本においてOECM、生物多様性保全に寄与する地域として考えていけるのではないかと、このことを昨年度出していただいたところになります。

前置きが長くなりましたが、これまでの検討を踏まえまして、それでは続きまして資料2に移りたいと思いますが、今年度新たな仕組みの具体化を進めていきたいと思っております。これから説明するのは引き続き陸域の話になります。

民間の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を具体的にどのように捉えていくのか。今現在、認定することを考えております。ここで民間の取組を認定するスキームの概念図を示していますが、まだイメージ図で具体的ではありません。具体的にどのような認定体制にするのかとか、どういう基準にするのか、またそれを支えるシステムはどうするのか、促進策、メリットは何か等々、新たな仕組みを具体化するには詰めていく要素は非常に多くあるかと思っております。

その中でもまず認定基準の考え方を提示していきたいと考えています。先ほど振り返りました日本のOECMの目的、それから想定される地域イメージを踏まえて、では実際に生物多様性保全に寄与するエリア、ここがOECMだと具体的に捉えていくためにはやはり基準が重要だと思っております。この基準の考え方を整理した上で、そのためにそれを軸としてどのような体制が必要なのか、どのような支援策が必要なのか、支えるシステムは何なのか、そういった新たな仕組み全体の検討を併せて進めていきたいと考えております。



この基準ですが、国際的にはOE C Mの基準はC O P 14 のときに示されており、ケースバイケースで柔軟に考えられるべきものとはされていますが、基準A、基準B、基準C、基準Dとこのように国際的には4つ挙げられております。

さらには、I U C Nでは、個々のサイトをどのようにOE C Mとして評価していくかという方法論をMethodologyとして、ドラフト版ですが、公表してあります。必ずしもI U C N Methodology と全く同じようにする必要はございませんが、こちらを参考にしながら考えていくことは重要かと考えております。

そこで、昨年度から、日本における先ほどのOE C Mの目的、それから地域イメージを意識しながら、基準となり得る個別条件を事務局にて検討して整理してきましたので、それらをI U C N Methodology に当てはめるような形で、今回、日本における認定基準の素案を整理していくこととしました。

具体的には、構成として、大きくI U C N Methodology のStep 1 :スクリーニングとしては大きく4つのテストがございます。その4つに当てはまるように、右側ですが、素案のほうも大項目として4つに分けています。1つが、境界・名称、2つ目が体制で、ガバナンス・管理、3つ目がどのような生物多様性の価値があるのか、そして4つ目はその管理が生物多様性の長期的な保全に効果があるかどうか、こういったことを判断するような基準を設けたいと思っています。

さらにこれを中項目に分けたときは、それぞれ、1番については地理的範囲の確定であったり、保護区でないことに関するもの、2番のガバナンスのところであれば、統治責任の話と管理の話、3番はそのままですけれども、4番であれば管理計画の中身であったりとか、モニタリングに関すること、そういったところに分けていきたいと思っています。

今回この議事(1)のほうでは、これからより細かい項目を示していきますので、冒頭資料1で申し上げた昨年度検討いただいた役割であったり、寄与する地域イメージを照らし合わせて、これらの項目・内容が適切かどうか、過不足がないかぜひ御意見を頂きたいと思っています。

では、見ていきたいと思えます。まず1つ目ですが、境界・名称に関する基準です。OE C Mは、境界が画定されているということが必要になってきますので、まず、境界線に囲まれた区域であるとか、その線が図面上に図示されているとか、その情報、面積、関係者の合意とか、名称は何かとか、そういったところを

見ていきたいと思っています。当然ながら、国際的に登録するときには、保護地域との重複を除外する必要がございます。

続きまして管理体制についてです。OECMにする土地を利用する、処分に関する最終的に意思決定を持っているものは誰か、いわゆる統治責任者が誰なのか、その情報です。また利害関係は、どのような方が利害関係者について、その方々がきちんとその土地をOECMにすることについて理解を得ているかどうか。またそこが長期的な域内保全にしていくという意思があるかどうかというところを見ていきたいと思っています。

続いて管理のほうです。統治責任を持っている者と実際の管理を行っている者が別の場合もございますので、そういった場合、管理責任は実際誰がやっているかとか、どのような管理計画を持ってやっているか、その目的は何か、中身は何かとか、そういったところを見ていきたいと思っています。またその統治責任、管理責任といった体制が長期的に継続していくものかというところを見ていきたいと思っています。ここは体制について判断する基準になっています。

3つ目ですが、生物多様性に関する価値の基準です。ここは、いずれかに該当すること、というふうにしております。(1) レッドリストに掲載されているような希少種がいるような場であるのか、もしくは地域において重要とされる種の生息生育の場であるかとか、行政が選定する代表的な自然生態系とか、民間が選定する代表的な自然生態系、原生的な生態系とか、特殊性があるような生息場所になっているかとか、個体群の生活史、そこで営巣したり休憩したりとかいろいろと生活史にとって重要な場であるかとか、(8) はバッファ機能を持っているかどうか、(9) はコリドー、連結性の機能を有するものか、(10) は都市の中で存在する健全な生態系を有する場であるか、(11) は生態系サービスを提供することが中心になっていますが、それが健全な生態系にも貢献しているような場、こういったところのどれかに当てはまれば生物多様性の価値を有すると判断できる基準としております。

続きまして4番、管理の中身が有効的であるかどうかを判断する基準です。生物多様性の維持に効果的なのかどうか、必要不可欠な管理になっているかどうか、また、生物多様性保全にとって整合的な境界や範囲と言えるかどうか、それから長期性を見るために通年の管理がなされているかとか、内部の脅威・外部の脅威

といったものに対して対策が行えるような形になっているか、長期的な管理がなされるかどうか、それから域内保全に負の影響を与える開発計画がないかどうか、こういったところを見ていきたいと思っています。

続いてモニタリングでございます。先ほど、生物多様性の価値のときに、希少種や分布限定種、代表的な自然生態系、生物多様性の保全上希少なものや限定的なものがあるという場所、いわゆる生物多様性の保全がかなり主になるような場所では定期的なモニタリングの実施やそのモニタリング結果の外部評価が必要ではないかと考えております。

一方で、OECMとしては、通常の管理行為の副次的な要素として生物多様性の保全が図られているような場所もあるかと思われまので、そういったところは、主になる定期的な巡回とか管理目的に応じた措置によって、その場の状態を維持するような管理措置がなされていけば、それでモニタリングを行っているとしてもいいのではないかと考えております。

以上で説明は終わります。すみません、説明をするのを忘れてしまっていたのですが、右側に IUCN Methodology に対応する記載項目、Step 3 とか Step 2 がございます。こちらは資料 2 の別紙としてまとめております IUCN Methodology の項目がどこに当てはまるのかを対応整理したものでございますので、必要に応じてそちらを見ていただければと思います。

資料 1、資料 2 について説明は以上です。ありがとうございます。

- 石井座長 御説明ありがとうございます。資料 1 が昨年度 2 回開かれた会議の内容の振り返りということになっていて、OECM というのは一体何なのか、そしてこの会議の中で議論した OECM の例、このようなものが適合するのではないかとこのものを一覧表にもしていただきました。

それから 2 番目の資料 2 のほうにつきましては、今日のメイン議題といってもいいですけども、陸域の OECM について、この認定基準をどうするかのご提案をしていただいたので、それについて御議論をいただければと思います。

それでは 45 分ほど時間がありますので、まず資料 1 に限定して、特に八木委員に関しましては今回から初めて入っておられるということもありまして、振り返りの部分、資料 1 についてまず議論したいと思います。これまで参加された委員の皆様も振り返っていただいて、大体こういう内容を議論しましたということ

でよいか、それでは御意見、御質問があったらお願いいたします。

いつものように、御自分の名前のところにカーソルを持っていくと、右側に手のひらマークが出てきますので、これを押す形で挙手をお願いできればと思います。私がそれを見つけて指名させていただきたいと思います。それでは御意見、御質問がありましたらお願いします。まず、八木委員、初めてお聞きになることもあると想像するのですが、いかがですか。

- 八木委員 はい。ありがとうございます。初めてですが、OECDの英語の成り立ちから見て、area-basedでeffectiveというその2つがキーワードになっていると思います。area-basedというのは陸上はやりやすいと思います。海ですと、特定の生物を対象にして、クジラとかマグロとかを対象にしているので、areaというより種にフォーカスが当たりがちですが、陸は場所を明確に区切ることができますのでarea-basedはやりやすいと思うのです。

ただ、effectiveかどうかというところが問題になると思います。これは、先ほど資料2の中でもかなり御説明がありましたので、そちらでコメントしようかと思っていたのですが、やはりeffectiveかどうかの判断基準は、プロセスでちゃんと管理をしているかというプロセス主義なのか、または成果主義なのかとのポイントです。人事評価でもそうですが、プロセスを見るのか、結果を見るのか、二つの手法があると思います。

ただ、どちらかというところ、結果が出ているかどうかというところはやりにくいと思っています。というのも、保護区といいますか、area-basedのconservationをしていたにもかかわらず、気候変動などであまり結果が出ないといったこともあり得ますから、やはりeffectiveかどうかを見るにはプロセスが主体、つまりきちんと管理ができているかどうかのポイントにならざるを得ないのかというところはあります。全体的な感想になってしまいますが、そういう意味から見ますと、これまでの御議論の方向性は理解できていると思っております。以上です。

- 石井座長 分かりました。そうでしたら、御意見を伺ったということにさせていただきたいと思います。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。勉強会委員の皆様にも御発言していただいてもいいかと思っております。それでは、渡辺委員、挙手されましたね。お願いいたします。
- 渡辺委員 ありがとうございます。1点だけ確認ですが、資料の中でOECDの

陸域の具体例が挙げられていて、生物多様性保全を主目的にしているケースと主目的ではないケース、2つに分類して示していただきました。前回の検討会で紹介いただいたIUCNのガイドラインでは、一次的保全、二次的保全、付随的保全の3つに分ける考え方が示されていましたが、やってみて二次的保全と付随的保全はなかなか分けがたいところもあって今回のような2区分になったのかどうかという点について、確認です。よろしくお願いします。

- 石井座長 はい。ありがとうございます。それでは御質問ですので、事務局から回答をお願いいたします。
- 環境省・小林課長補佐 渡辺委員、ありがとうございます。御質問の件、渡辺委員がおっしゃったとおり、本来のIUCNのほうでは主目的、二次的、付随的の3つありましたが、整理していく中で、二次的なのか付随的なのかというのを明確に分けるのが非常に難しいということがございまして、それで今回は大きく2つに分けさせていただいたところでございます。
- 渡辺委員 承知しました。ありがとうございます。
- 石井座長 よろしいですか。ありがとうございます。そうしましたら一ノ瀬委員、お願いします。
- 一ノ瀬委員 御説明いただいてありがとうございます。基本的な確認というか、質問ですが、昨年度もOECMの定義あるいはその表現というか、どう日本語にするかというようなことについても議論があったように記憶しているのですが、今回、OECMというのを日本語にはしない方向性というふうに理解していいのでしょうか。それとも並行して分かりやすい日本語になるようなことも検討されているのでしょうか。
- 石井座長 では、事務局、いかがでしょうか。
- 環境省・小林課長補佐 一ノ瀬委員、ありがとうございます。OECMの日本語の名称ですが、おっしゃるとおり、やや分かりにくい、浸透するためには日本語のネーミングが必要だというのは昨年度もいろいろと御指摘いただいているところでございますので、皆様に理解していただけるようなぴったりとしたいい名前を引き続き検討していきたいと思っておりますので、日本語の名称をあきらめたとかやめたとか、そういうことではなく、何か作っていかうと考えております。ただ、現時点でいい名前がまだ出来上がっていませんが、そこは皆様の御知見だ

ったり、アドバイスを頂きながら一緒に考えていければと思います。よろしくお願ひします。

- 一ノ瀬委員 はい、分かりました。ありがとうございます。
- 石井座長 続きまして藤倉委員、お願ひします。
- 藤倉委員 ありがとうございます。基本的なところですが、この 30by30 の目標を達成するために、もう既に海洋保護区は 13.3%に設定されていますが、海洋保護区を増やして、それで足りない部分をOECMでカバーするという考え方もあるのでしょうか。
- 石井座長 海域の話なので後でもよろしいのですが、事務局、今、答えますか？
- 環境省・羽井佐調整官 藤倉先生、ありがとうございます。海域の 13.3%につきましては、現在、メインとなるのはやはりOECMで、産業利用とも整合する形で関係省庁と御相談しながら調整していくというのが検討の方向性にはなっておりますけれども、無論、国立公園をどうしていくかとか、そういったところは不断の検討を重ねていくこととなりますので、その観点から、13.3%の現在の保護区の中の管理の充実とか、区域の修正ということは全く否定をしません。メインとしてはOECMも想定しながら関係省庁と相談しているところです。
- 藤倉委員 はい。例えば可能性としては海洋保護区が 15%になるという可能性もあるわけですね？
- 環境省・羽井佐調整官 ありがとうございます。可能性としてはございます。
- 藤倉委員 承知しました。ありがとうございます。
- 石井座長 海域についてはまた後ほど議論させていただければと思います。土屋委員、お願ひいたします。
- 土屋委員 土屋です。これまでも確認したかもしれないんですけども、例の中で、都市内の公園という言い方があったけれども、都市公園についても場合によっては入るということでよろしいのでしょうか。
- 石井座長 環境省、いかがでしょうか。
- 環境省・羽井佐調整官 そのようにこちらでは考えています。現時点で、いわゆる都市公園法に基づく都市公園であれば入るとか、そういった表現は私どものほうでもさせていただいていません。ここのリストの中では、一般的な表現として、都市内にある公園という表現をさせていただいています。在来種メインである程

度自然に親しめるような形で管理をされているような場所、都市内にあれば非常に貴重な生態系ですので、そういったところはOECMの対象に十分になってくるのではないかと考えております。以上です。

- 土屋委員 了解しました。
- 石井座長 よろしいですか。ほかの委員はよろしいですか。そうしましたら先に進ませていただきます。
- 事務局・河野 石井先生、竹ヶ原委員から御意見があるそうです。
- 石井座長 分かりました。01がないせいで下のほうにあるんですね。
- 竹ヶ原委員 先生、申し訳ございません。入室するときに01が入らなくて挙手ボタンがつかないものですから、チャットのほうでお願いさせていただきました。
- 石井座長 分かりました。では竹ヶ原委員、次はチャットのほうでお願いいたします。
- 竹ヶ原委員 恐れ入ります。資料1について簡単にコメントさせていただきます。私はちょっと異色で、金融からの参加になるのですが、御覧のとおり、現在、企業価値の評価において、無形資産投資など非財務情報の価値が非常に重視されるようになってきました。気候変動が先行していますが、この後自然資本／生物多様性の価値が入ってくると言われています。

こういう環境下で、OECMがきちんと概念定義されて認定基準などが設けられますと、工場内のビオトープ整備とか、これまでどちらかという社会貢献的な位置づけにとどまっていた企業行動が、資本市場からも評価されるものへと意味合いが変わってくる可能性があると思っております。今回事務局のほうで資料1を御整備いただきましたけれども、こういうロジックでESGに結びつけていただけるのは非常にありがたいということでコメントさせていただきます。以上です。ありがとうございます。

- 石井座長 どうもありがとうございました。佐藤委員、挙手されていますね。
- 佐藤委員 佐藤です。資料1のほう、ありがとうございました。非常に分かりやすい資料を読ませていただきました。

昨年度の検討の中では、概念整理などの後、次年度以降の認定基準や体制など、まず具体の議論が始まるということでした。今年度は新たな仕組みについての検討や認定基準の策定ということで、陸域はそうですけれども、後の海域のほうで

も触れるところですが、やはり緑というのはつながっていますので、今回、先ほど土屋さんのほうから都市公園のほうの御質問もありましたけれども、緑地はもちろんです、やはりつながっている、全体としての緑というものを見ていかないと、やはり実際に生物多様性の向上とか保全というのは図られないかと思っております。

私どものNPOのほうで、例えば丘陵地、多摩丘陵とか、崖線、国分寺崖線など、非常に広がったり、長かったりするようなところで、公民両方の緑地があるようなところというのをつないでいかないといけないということで、広域連絡協議会とか、そういうことを回しているのですが、そういう仕組みが非常に必要だと思っております。例えば、多様な主体の連携とかとりわけ連結の強化というような文言がありましたけれども、そういった体制的な部分というのは今年度また議論を深めていくというような認識でよろしかったでしょうか。

- 石井座長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。
- 環境省・羽井佐調整官 佐藤委員、今年度もよろしく申し上げます。今の御指摘の点、また検討会での貴重な御意見としてこちらで考えていきたいと思えます。

今日小林から御説明した体制というのは、認定の仕組みをどう回していくかという体制を意識して話していましたが、今の佐藤委員からの御指摘は恐らく認定地域同士の横の連携をどう図っていくのかといったような御指摘だと思いますので、また新しい観点を頂いたかと捉えております。以上です。

- 佐藤委員 ありがとうございます。まさにその横の連携を取っていかねばいけないということは文言であちこち出てくるんですけども、ではそれを具体的にどうするのかというところは私たちもそこは非常に苦慮しているところです。今は都市公園の指定管理者としての立場の中で、そういった広域連絡協議会というのは事業計画に位置づけて回しているという状況でありまして、そこら辺りをきちんとつくっていけると非常に保全や連携というものが進んでいくと思えます。ありがとうございます。以上です。
- 石井座長 はい、ありがとうございます。それでは資料2のほうに進ませていただいでよろしいでしょうか。資料2のほうが今回本題になるところでございます。日本型とっていいのでしょうか、OECMを認定する場合の基準をどうするかということで、最初にスキームが示されまして、このような考え方でという



ことで、特に具体的に言うと、IUCNのMethodologyに沿う形で考えてみたということです。今回も案が詳細に後半のほうで示されております。では資料2全体につきまして、御意見、御質問があったらお受けしたいと思いますので挙手をお願いします。渡辺委員、お願いいたします。

- 渡辺委員 ありがとうございます。今回、非常に具体的に認定基準について検討を進めていただきありがとうございました。基準に関係して2つほどコメントです。

一つは、付随する生態系の機能とサービス、文化的・精神的・社会経済的な価値をどう取り扱っていくかということです。OECMの定義の中でも、生態系サービスや文化的な価値とともに、生物多様性の域内保全に貢献していくOECMというふうに出てくるわけですが、OECMでは人の営みや暮らしとの関わりが深い地域も対象になってくるということだと思いますので、そういう場所にあっては、この生態系サービスや文化的な価値と生物多様性の価値との関わりというのは非常に重要な観点かと思います。

認定を受けるために各サイトから応募してもらう際に、生物多様性こういった生態系サービス、文化的な価値との関係性であるとか、それを踏まえた効果的な管理の方針を示していただくことが必要ではないでしょうか。生物多様性だけを切り離して保全管理するのではなくて、生態系サービスとか文化的な価値を生物多様性と結びつけて保全管理していくことが効果的な管理にとっては非常に重要だと思うのです。そういう意味から生物多様性の保全と生態系サービスや他の価値との関係を踏まえた管理の方針というのを、認定の応募に当たって示されるような形が取れないか、その辺の工夫ができないかと思ったのが一点です。

それから2点目はモニタリングと評価の取扱いです。OECMの自然環境を維持回復していく上で、モニタリングと評価というのはとても重要な点になると思います。今年から「国連生態系回復の10年」というのが始まって、都市から山林まで、国土の様々な生態系の質を高めていくということが各国に求められていて、その中でOECMもそういった生態系回復に貢献していくことが重要です。現状の価値の維持にとどまらずに、OECMでの保全活動、管理活動を通じて、OECMの生態系の質が高まっていくような仕組みにしていくことがとても大事だと思います。

そのためにはモニタリングと評価が非常に重要です。希少種や分布限定種、代表的自然生態系は定期的なモニタリングを必要とするけれども、そうではないところでは定期的な巡回などでモニタリングに足りるという方針の説明がありました。この辺もOECM全体に対して何らかのモニタリングと評価、場所によって頻度や方法は違っていいと思いますけれども、何らかのモニタリングと評価というものが行われるような仕組みにしていくことが大事ではないかと思いました。

今後の作業に関してですけれども、最初の資料1で示していただいたように、OECMには、都市もあれば山もあれば川もあって、農地もあって、いろいろな場所が対象だし、管理の主体も企業もあれば行政・民間の共同もあれば、いろいろなタイプがあります。具体的なタイプごとにこの認定基準がうまく機能するかどうかというのを当てはめてみて、基準の妥当性を検証しながらこの基準の内容を磨いていくと大変いいのではないかと思いました。

最後もう一点ですけれども、先ほどの佐藤委員のお話とつながるわけですが、この認定基準は個別のOECM認定の基準ということになっています。個々の認定に加えて、OECM同士のネットワークとか、保護区とOECMのネットワークをいかに有効なものにして、非常に広い範囲の景観、landscape管理の質を高めていく仕組みにしていくことがとても重要で、そういう保護区とのネットワーク、複数のOECM間のネットワークを進めていくような仕掛けというのもこの個別認定基準と並行してぜひ今年度検討を進めていただけたらいいなと思いました。渡辺から以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。この部分は多数の委員から御発言があるということなので、一通りお聞きしてから環境省のほうからお答えいただければと思います。御準備のほう、よろしく願いいたします。それでは土屋委員、お願いいたします。
- 土屋委員 土屋です。御指名ありがとうございます。大きく分けると、非常に単純な質問が1つと、ガバナンス管理に関するところとモニタリングに関するところについて、質問とコメント的なものを述べさせていただきます。

一つは非常に簡単な質問ですが、認定の主体はもう国と考えていいのかどうかというのをもう一度確認するのが一点です。

それから次にガバナンス管理とモニタリングについて、この2つは非常に連環して、いわゆるガバナンスもしくは管理をしていくためにはモニタリングをしっかりとやっていくということが必要だと思っております。そこについての御質問ですが、ガバナンス管理のほうについて、これはちょっと言葉がよく分からないということがあります。ちょうど表を出していただきましたが、そこで統治責任者、それから、これは次のページですか、管理責任者というのが出てきます。一般的に言うともう一つ、それとかぶったり、かぶらなかつたりする概念として、土地所有者というものがあるわけですが、この辺りのイメージがちょっと分かりにくい。例えば、例示していただくとありがたいというところがあるのが一点です。

それからもう一つ、せっかく出していただいたその前のところですが、10ページの真ん中のところ、統治の衡平性のところの最後のところに、「利害関係者を含む関係者間の意思疎通機会の存在」と書いてあります。これはちょっとよく分からなくて、つまり利害関係者というのはいわゆるステークホルダーで、ステークホルダー以外の関係者というのはい体何なのかがよく分からない。これは単純な質問です。

それでコメントです。このガバナンス管理についてはかなり厳密な基準が作られている。御承知のように、日本の場合は、例えば保護地域、国立公園等においても必ずしも土地所有者と統治責任者、管理責任者の辺りのところが明確になっているかというところではないところがたくさん含まれていると私は認識しています。これを保護地域以外についてみると、その辺のところはもっと曖昧に現実には行われている。例えば管理責任者、統治責任者と言われるような主体が必ずしもはっきりしないで、事実上行われているという場合がたくさんあって、それを明確にしろというのはある意味で酷なような気がして、その辺りのところ、もう少し曖昧な漠然とした基準にすべきではないかと思えます。これをコメントです。

次に最後のところ、モニタリングについてです。モニタリングが大事だということは誰もが認めるところですが、モニタリングの内容についてはいろいろな見解があるように思っています。一つは、モニタリングというのは生物多様性の評価ということで、例えば希少種についてその分布がどうなっているか、実際にど

のぐらゐの種数が減るかというのを調べるモニタリングというのと、今回のガバナンス管理と関係するならば、ガバナンス管理をしっかりとやれているかどうかのモニタリングというのも必要になってくる。それはかなりダブるんですけども、今回のこのモニタリングの項目を見ていると、希少種があるところについてはしっかりとモニタリングをする、つまり、私が今言ったのでいえば、初めのほうのモニタリングというのは行うことになっているが、それ以外の、少しその面での価値が下がるようなところについても、当然ガバナンス管理上のモニタリングは必要になってくると私は思うのです。つまり管理が実際にちゃんと効果的に行われるかどうかのモニタリング、それについてはこの案では非常に緩くなっている。これは先ほどの渡辺委員の御意見ともある意味同じところですが、この辺のところはもう少ししっかりする必要があると思っています。

その意味でよく分からないのは管理目的に応じた措置というのが巡回と並んで書いてあるのですが、この「管理目的に応じた措置」というのは一体何なのかというのが、かなり関係してくるのではないかと御質問いたします。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。渡辺委員、土屋委員、挙手を下ろしてください。一ノ瀬委員、お願いします。
- 一ノ瀬委員 はい、一ノ瀬です。私からはちょっと違う視点で質問です。今回、基準を示していただいているわけですけども、認定する単位というか、スケールはどの程度を想定されているのかと思いながらお話を伺っていました。つまり、どういうことが言いたいかといいますと、例えば1ヘクタール以上ないと対象にならないと考えるようなものなのか、あるいは都市の中で都市公園の一部みたいな、極端なことを言うと、造られた小さなビオトープみたいなものまで組み込むようなイメージなのか、それによって基準を詳細に作るべきかどうかということがかなり変わってくるような印象を持って伺っていました。ほかにも質問があるのですが、まず初めにそれを聞かせていただければと思います。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。それでチャットのほうで八木委員と竹ヶ原委員からもありますが、先に挙手されていますので、八木委員、お願いいたします。
- 八木委員 私も2点あります。一つは、生物多様性の価値のところでは、私は、IPBESにおいて生態系の価値を議論するグループに入っていたのです。生態

系の価値は主に2つあって、一つは本来的な価値、英語で intrinsic value というんですけども、生態系は存在しているだけで価値があるとの考え方です。あともう一つは、道具的価値といって、英語で instrumental value というんですが、人間に役に立つので価値があるとの考え方です。両方ともこの3.の資料の中に入っているところはいいと思うのです。

ただ、一つ入っていないのが、relational value、つまり関係性の価値です。これは instrumental value、道具的価値の中の一つとして区分されます。それで、この関係性価値は文化的な価値をかなりカバーすると思うのです。例えば沖縄のウタキでは、ある特定の人が生態系を含めた特定の場所に特別な意識を持っているとすると、そこに relational value が生じます。人間と自然の relation、関係ですけども、そういうところを3.アの(12)などとして特別な関係性がある場所というように書くと良いと思います。英語では、あれは relational value のことだと分かる人は分かるし、渡辺委員が言われた文化的な価値もそこに入るといふことになると思います。それが一点です。

もう一点は、管理のところで、先ほども少し話をしたのですが、これは主にプロセスを計ることになっていて、成果まで出ているのかどうかというのをあまり厳密に見なくてもいいような感じだと私は見ました。4.2のアの最後で、モニタリング結果の外部評価というところがありますが、これも外部に評価してもらえばいいというので、プロセスの一種のように思ったのです。管理が本当に成果を上げているかどうか、成果がでていくかまでは外部の評価を求めているような気がしたのですが、国際的に見てそれでいいのかどうかというところをちょっと質問したいと思ったのが2つ目です。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。続けて竹ヶ原委員、お願いいたします。
- 竹ヶ原委員 はい。御指名、ありがとうございます。企業を主に主語としてコメントさせていただきたいのですが、IUCNのような国際的な Methodology に基づくルール設定は、ESG投資など国際的な資金を相手にする場合に非常に合理的なアプローチだと思います。

その認識の上で、認定基準を拝見していて、今、先生方がおっしゃった話と一部重複するのですが、幾つかコメントないしは質問があります。

まず1番は境界のところですが、先ほども御指摘がありましたけれども、例え

ば工場用地の一部でビオトープ整備などを行っており、これは飛び石ないしはコリド一の機能を果たしている場合を想定すると、そのビオトープ部分のみを対象にするのか、そうした機能を包含している工場用地そのものが境界として認められるのか、この辺りは議論が必要かと思いました。

2番のガバナンスですが、これもどこまで求めるのかですが、特に気になるのは、管理の長期継続性の長期の定義です。この部分をどのぐらいで想定していらっしゃるのか、もし現状をお考えがあるならば教えていただければと思います。

3番の生物多様性の価値に関しては、多様な選択肢を用意していただいております、この中で説明をせよということなので、企業にとっては非常にいいアプローチかではないかと思いました。

また、4番の保全効果ですが、これは表題としては「管理による保全効果」と書いてあるのですが、実際のポイントを見ますと、ほぼ管理の実施状況のレポート、いわゆるモニタリングでいいのかという感じです。これが本当に管理の報告で済むのか、保全効果の見える化まで求めるものなのかについてできれば御教授いただければと思います。もし后者だとするとちょっと具体例が欲しいところで、もしIUCN等でベストプラクティスをやるのであれば、共有いただけると、利用する企業にとってもプラスになるだろうと思いました。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。そうしましたら、藤倉委員、お待たせしました。お願いします。一ノ瀬委員、挙手を下ろしてください。
- 藤倉委員 ありがとうございます。まず、境界とか名称に関する基準といったときに、例えば場所がある意味年によって変わるとか、そういったケースも出てくると思うのです。例えば産卵場やそういったところ。そういったことにきちんと対応できていればいいかと思いました。

あと、これは御質問ですが、OECMというもののエリアは、例えば1年のうち2か月間だけOECMの機能としてはあるが、残り10か月間はそうではないというようなことも許されるのかどうかということが質問です。

あと、先ほどから出ているモニタリングの件ですが、これから基準を作っていくわけですが、生物多様性のモニタリングをするのではなく、OECMという場所のモニタリングをするということ、今後はそこをちょっと強く意識できればと思っています。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。お待たせしました。佐藤委員、お願いします。
- 佐藤委員 ありがとうございます。私からは大きく3点ございます。

1つ目は、私たちが生物多様性事業を進めていくときには3つの柱がありまして、1つが生態系の回復、もう一つが普及啓発、環境教育も含めて、そこがどんな価値があるかということ調べていくということ、それからパートナーシップで、先ほど渡辺委員がネットワーキングの話をしてくださっていたのですが、そういったネットワークや、それからステークホルダーがどう関わっていくかというところかと思うのです。この3つの中で普及啓発という部分を基準の中に何らか組み込めないかと思いました。まめに知らせていかなければそこがどんな価値を生むか分からないということがあるかということなのです。

それからパートナーシップについては、ガバナンスのところの2.の2.1で統治のところ、利害関係者についてのことというのは載っているのですが、存在というのがある。ただ、これが民間でも、どのようにしていったらいいか分かるのか、具体的にどう動いたらいいのかとか、実際にはなかなかそういったところをノウハウがなくてうまくつないでいけないということもあるのかと思ったり、どのような関係者と一緒にどのような取組をしていくのかといったようなところまではこれだけでは分からないかと思いました。

私たちは、先ほど、広域連絡協議会のような、大きな、公民のいろいろな緑地が入っているところでは言っていますという話をしたのですが、例えば、外来種が入ったときにそこだけで解決できる問題ではなくて、域内全域で考えていかなければいけなくて、そのときにそういった広域的なネットワークというものが非常に使えますし、ナラ枯れもそうですね、今回、ナラ枯れはそれで情報を集めて一緒に対策を組んでいるところですけども、そういったところなどがすごく重要な点なので、そこがもっと分かりやすく伝えられていくということかと思いました。

それと関連しまして2つ目ですが、ガイドラインが今後作られるのか、それは今後の議論かと思うのですが、民間でこれだけいろいろと認定の基準があるけれども、それはどうやったらいいのかというところが具体的に分からない民間団体が多いかという中で、誰が見ても分かるガイドラインとか、その後の、例えば担当者が代わっていてもそれにのっとってやっていけばいいということが分か

るようなガイドラインというものが今後必要かと。私たちもそれは各地で作っているんですけども、それが有効かと思っています。

3つ目は質問ですが、すみません、既に議論されているのかもしれないのですが、認定される民間側のメリットというか、そういったところがどう周知されるのか。作ったのはいいけれども、それに対してメリットがないとなかなか動きづらいのかと思いますし、そんなところについては質問ということでお願いいたします。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。座長からも一つ、素朴な質問をさせていただきたいと思います。シートの13番目のところにエとオですか、内部の脅威、外部の脅威という言葉が出てくるのですが、これはガバナンス系のところに出てくるので、生態系の話をしているのではない、むしろを組織のほうの問題ではないかと思うのですが、この辺を解説していただければと思います。

ほかの委員、よろしいですか。ではここで一度切らせていただきまして、事務局のほうから御解答、それから御意見等があったらお願いいたします。

- 環境省・羽井佐調整官 たくさんの御意見をありがとうございました。必死でメモを取りながら、同時に回答をイメージしながら聞いておりましたので、必ずしも網羅的な回答ができないかもしれませんが、その点、御容赦ください。

最初に渡辺委員から4点ぐらい頂きました。1つが生態系サービスの文化的価値の部分でございます。こちらについては、今、事務局の中でも生物多様性の価値の基準において、生態系サービスをどう評価するかというのは悩んでいるところで、今回、それに関連する複数の御助言を頂いたと思っております。これはこの場で具体の回答は難しいのですが、考えていきたいと思っております。

それからモニタリングですね。OECD全体に対する何らかのモニタリングが行われるような仕組みが必要なのではないかという御助言でした。それで、今回、基準の中で解決あるいは表現できない幾つかの御指摘を先生方から頂きました。当然そのような御指摘を頂くだらうと思っておりました。なぜなら、冒頭、小林補佐から説明したとおり、今、仕組み全体とか、それを支えるデータベースをどうするかといった全体像よりも先に、この基準の議論をしているからだと思っております。

今のOECD全体に対する何らかのモニタリングあるいはほかの委員の御助



言にもあったような、プロセス主義か成果主義かという、その成果主義の部分、そういったところは何とかデータベースみたいなものが必要だろうと私どもは今考えておまして、予算要求も含めて同時並行で検討しているところです。

それから、具体的なタイプごとにこの基準を当てはめていくべきという御助言を頂きました。そのとおりで思っておりまして、この検討会以降、そのような作業を進めていきたいと思っております。

それから保護区やOECMのネットワークをどのように進めていくか、ここもまさに私たちが今悩んでいるところでございます。30%の達成のためにOECMがあるというよりは、保護区とOECMが連動したネットワークによって国土全体の生物多様性の質が高まっていくといったような絵を理想として描いておまして、そのために、基準でどのような表現ができるのか、基準以外の部分で何ができるかということをお考えしているところです。

続いて土屋委員からの御質問ですが、認定主体が国なのかという御質問です。認定は国が主体として行っているというような仕組みにしていきたいと思っております。それは国が直轄で認定をしていくのか、外注して認定していくのか、いろいろな方法があると思いますが、ここはお金と体制のことがまたリンクしてきますので、今、検討中というお答えにさせていただきます。

ガバナンスの部分では、大変有益な御指摘を頂いたと思っております。これは勉強会を進める中でもいろいろと頂いているのですが、日本においてガバナンスというのが必ずしも明確でないというのはそのとおりで思っています。

ここでガバナンスの定義の話にも関わってくるのですが、統治責任とか管理責任というのはIUCNのガイドラインから引っ張ってきた言葉をそのまま直訳しているに近い状態です。恐らく統治責任というのは最終権限者なので、土地の所有者で、管理責任はその土地の使用権を持っている人とか、そういったイメージになってくると思いますが、例えばその土地に何らかの規制がかかっている、必ずしも土地の所有者が自由にその土地の最終処分を決定を下せるわけではない場合に、その規制の所管の省庁とか部局というのがどういう位置づけになるのかといったところも整理・検討が必要だと思っております。

そのような中で、そもそも日本の土地の管理とか統治というのは曖昧性が非常に特徴なので、曖昧性を残したまま扱えるような整備が必要なのではないかとい

う御序言があったというふうに理解もしているところです。

それから一ノ瀬委員からの御質問ですが、現在認定する単位というのに数値的な最小限度、最小面積などを設定するつもりは今のところはございません。それで、例えば都市公園の一部をどう扱うのかというところは、これも渡辺委員の最初の御指摘の生態系サービスをどう扱うのかというところとつながってくるのではないかと考えています。都市公園の中に一部ビオトープ的な環境があって、そのほか住民の憩いの場のような都市の公園を想定した場合に、その生態系サービスというところもメインのものとして取り上げるのであれば、憩いの場の部分も含めてのOECM認定というのがあり得るように思いますし、そこはやはり生物多様性保全上の価値ということに少し限定的に進めていくのであれば、部分切り出しということになっていくのかと考えておりました、すみません、悩み中で、引き続き御意見を頂きたい部分です。

それから八木委員のコメントに関しまして、特別な関係性がある場所という12番目の項目の御提案、ありがとうございます。こちらは考えていきたいと思っております。

それからプロセス主義なのか、成果主義なのかというところについて、国際的に見て、それで大丈夫なのかということも含めてのコメントがございました。今、考えているのは、委員の皆様の印象のとおり、どちらかというところプロセスメインで考えております。認定する際に、このような管理がなされているから、この場の生物多様性保全に長期的に寄与していただくとうところを評価することになるだろうと考えておりました、その判断が適切であれば、国際的には大丈夫ではないかと考えております。

一方で、基準の議論の外側で、先ほど少し、データベースとか全体としてのモニタリングというお話をしましたけれども、やはり成果の部分も大事だと思っておりますので、日本全国レベルで保護区とOECMがネットワーク化された上で、どのように生物多様性の価値が高まっていくか、維持されているかというのが何らか見られるようなデータの表現の仕方も含めて考えていきたいと思っております。

それから、竹ヶ原委員のコメントに移りますけれども、工場用地の一部がビオトープになるのかは先ほどの一ノ瀬委員への回答と同じかと思っております。さす

がに工場の建物そのものがある部分も含めてOECMというのなかなか言いにくいのではという印象は持っております。

それから長期性の定義のところは非常に難しく悩んでいるところです。何年だったらいいのか、直近の開発計画がなければいいのか、あるいは定性的に開発の意思がないということを確認できればいいのか、その辺りが、ケースバイケースにもなりそうですので、難しいと思いながら検討しています。

それからモニタリングに関わる竹ヶ原委員の御指摘について、保全効果の見える化まで必要だとするとなかなか具体的に方法を提示してくれないと難しいとありました。もちろん生物多様性保全を主目的として、頑張ってそこまでやっておられる団体も中にはありますので、そういったところは適切にこの基準の中で評価されていくことが大事だと思いますが、恐らく大半は、竹ヶ原委員がおっしゃるとおりの状況だと思いますので、そこは、先ほどから申し上げているOECM全体としての生物多様性保全の効果が見えるようにするといったことは、環境省の側でも検討していきたいと思っています。個別のOECMで保全効果が見えるようにするのは難しくても何とか全国の中での生物多様性保全上の位置づけというのが見えるようにしていきたいと思っています。

それから藤倉委員のコメントに移ります。場所が年によって変わる産卵場のようなところをどう扱うか。これは具体的に検討に乗せていきたいと思っています。

一方で、もう一つ御質問のありました、1年のうち2か月間だけというのが許されるのか。IUCNのガイドラインにはそれは駄目と書いています。恐らくそこは area-based という考え方からすると難しいと思いますので、むしろある形の管理が1年に2か月だけやられているということが、その場所の通年の生物多様性保全上の効果があるということを説明できればいいのだと思っています。

それから藤倉委員のコメントの中にありました生物多様性のモニタリングではなく、OECMのモニタリングだという意識の部分は、私は理解できていないかもしれません。また掘り下げて、非常に興味深いと思いながら聞いていたのですが、理解できていないかもしれませんので、もし補足でもう一度コメントを頂ければありがたいです。

それから佐藤委員の御発言に移りますけれども、普及とか環境教育の観点を基準に組み込めないかということでした。生態系サービスの中で読んでいくのかと

思っております。

佐藤委員の別のコメントで、ガイドラインができていくのかというのがありましたが、OECMに申請したいと思ってくれる方々へのガイドラインとは別に、審査をするに当たってのガイドラインも必要だと思っております、要は、細部解釈というか、ガイドラインを適用していくに当たっての詳細説明というものも必要になってくると思いますので、もしかすると、環境教育、普及啓発、申請の要領などはそういった中でも扱っていただけるのかと思いついて聞いていました。

それから利害関係についてどのように動いていけばいいのか、具体的にどうするか。ここはおっしゃるとおりで、勉強会の中でも、そもそも隣の土地の所有者が誰かも分からない中でどうするのかといったコメントを既に頂いているところで、私たちの中でも宿題になっている部分です。

それから広域的な外来種の管理とかナラ枯れの話がありましたけれども、ここは30by30がどのように国土全体の保全に寄与していくのかという広いランドスケープ上の課題だと思いますので、引き続き検討していきたい部分です。

ガイドラインについては、先ほど御説明したとおり、申請する側あるいは審査する側のガイドラインも必要ですし、それからどのような場所においてどのような管理が効果的なのかというのも、全国に、様々な自然再生の事例とか、優良な管理の事例とか、里山の資源利用と生物多様性保全の貢献の事例がありますので、そういったものをうまくまとめて、ここでOECM申請する場合はこんな管理が必要、期待されますといったような示し方もできるようにしたいと思っております。こちらにも基準以外の話で恐縮ですが、いろいろと関連するコメントを頂ければ幸いです。

最後の民間側のメリットをどのように伝えていくのかというのは、昨年度からの引き続きの課題になっておりますので、引き続き相談させてください。

最後の石井座長からの内部脅威、外部脅威は、ここに書いてあるのですが、実は外部脅威なんかは外来種の影響とかそういった観点でございます。内部脅威も既に定着している外来種とか、そういった話ですので、これは生物多様性保全と関係する土地の管理上の話としてここに掲げています。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。チェックしながら聞いていましたけれども、

ほとんど全て答えていただいたと思っています。一部、藤倉委員の部分については、少し補足が欲しいということだったので、藤倉委員、いかがですか。

- 藤倉委員 はい。ありがとうございます。ほかの委員の方もおっしゃっていましたけれども、OECM、生物多様性のモニタリング、例えば希少種がずっといますとか、種数がいっぱいありますとか、そういうモニタリングももちろん重要ですけれども、やはりOECMなので、ガバナンスが機能しきちんと管理できているということをモニタリングする必要があるということで、ガバナンスだけではないですが、OECMを選ぶに当たっての基準を満たしているかどうかというものも包括的に見るモニタリングが必要だと思った次第です。以上です。
- 石井座長 はい、分かりました。羽井佐さん、それでよろしいですか。
- 環境省・羽井佐調整官 ありがとうございます。よく分かりました。
- 石井座長 実はこれで時間いっぱいになってしまったのですが、今の回答あるいはそれ以外の追加の御質問等があったら少しだけ受けたいと思うのですが、よろしいですか。次回、またこれを受けて修正案等が出てくると思いますので、よろしければ議題（2）のほうに進ませてください。よろしいですね。チャットが入っていますね。これは道家委員から入っているんですね。申し訳ないのですが、道家委員、チャットは傍聴人は見られないということもありますので、御発言いただいでよろしいですか。
- 道家委員 石井先生、ありがとうございます。期間と管理効果についてIUCNの議論を共有したいと思います。

期間についてはOECMではまだ正式に決めてはいないと思います。民間保護地域というところの議論では、前後25年がめどであるというような意見があったりします。もしくは民間保護地域との議論では、管理協定とか管理計画の中で、将来、別の目途で活用しますというような、将来OECMないしは自然保護の場としてなくなりますという規定があるものは民間保護地域としては認めないという、将来の保護担保を損なう、規制するといいますが、保証しないようなものは認めないというような議論が期間についてはございます。

管理効果については、プロセスをIUCNの管理効果に関する基準でも注視はしているのですが、conservation out、保全効果を図ることをおろそかにしてはいけませんというようなことがあります。どう図るかについては保護地域の管理

目的とリンクしましょうという議論になっています。例えば種の保全であれば、ある程度ターゲットを、地域を象徴するようなものを決めるとか、生態系であればその生態系プロセスが維持される状態であるかどうかといったものを図りましょうというようなことになっています。ただし IUCN においてもガバナンス及びプロセスとか管理活動の適性さ、制定したものが実施されているかというプロセスをととても重視はしています。

こちらは IUCN の管理効果に関する基準及びグリーンリストという、よい管理を指定する際の基準のほうでも採用されています。ただし、繰り返しますが、OECM でそのまま単純に援用できるかどうかというのは引き続き検討が進んでいるところになります。以上、補足になります。

- 石井座長 はい。補足をありがとうございます。申し訳ありませんが、時間が厳しくなってきたので、議題（2）のほうに進みます。議題（2）は海域における OECM についてということでございます。それでは事務局から御説明をお願いします。
- 環境省・守審査官 海域における OECM については私のほうから説明をさせていただきます。

海域については、昨年度は議題に上がらなかったところですが、今、海洋の保護区についてどうなっているのかという状況と、あとは検討に至る背景などについて簡単に御説明をして御意見を頂きたいと思っています。

まず、これまでの経過についてですが、愛知目標のところから始めさせていただきます。2010 年 10 月の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、以後 10 年、2020 年までの生物多様性に関する国際的な目標である愛知目標というものが採択されております。

その目標 11、20 個ある中の 11 個目に保全の目標について記載がされていて、2020 年までに、陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域と海域については 10% が保護地域や OECM を通じて保全されることというのが目標になっておりまして、環境省としては、この沿岸域及び海域の 10% というのを達成するために、エリアベースの保全について、生物多様性の観点から重要度の高い海域、いわゆる重要海域の抽出や、それに基づいた沖合海底自然環境保全地域制度の創設等を実施してきたところです。

そういう施策を実施してきた結果、現在日本の海洋保護区制度はこのようになっているということをまとめた図になっております。我が国における海洋保護区  
の定義は、「海洋生物多様性保全戦略」から抜粋をしてきておりますが、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」ということになっております。

この区域に該当する法律によって定められた区域については様々あるのですが、その中で面積算出が可能な制度として、日本の保護区  
の面積の算出に用いられている区域がここに挙げられている区域になっております。自然公園だったり、自然環境保全地域、鳥獣保護区、そして水産動植物の保護培養というような観点から共同漁業権区域とか、あとは海洋水産資源開発促進法に基づく指定海域なんかが算入されているところ  
です。

これらは重複もありますけれども、全部足し合わせると、重複なしで13.3%です。日本の管轄権水域中13.3%が、今、海洋保護区として我が国が認めているところで、これによって愛知目標の11は達成しているような状況  
になっています。

この海洋保護区制度を沿岸域と沖合域に分けて見てみますと、我が国は海域の管轄権がかなり広いので、沿岸域については23.3万平方キロメートル、沖合域については423.7万平方キロメートルというように大分開きがありますけれども、沿岸域についてはそのうちの72.1%が海洋保護区に指定されているような状況  
でして、沖合域については10%が海洋保護区に指定されているという状況で、合わせて13.3%が海洋保護区に指定されているという状況です。

このような中でOECMを考えていかなければいけないとなっているところで、御覧いただいて分かるように、どちらかというと、沖合域を注目して見ていかなければいけない、多くの割合という観点でいえば沖合域にまだ空きがあるか  
というイメージになっています。

このような状況で、2020年までの愛知目標というところは達成しているところ  
ですけれども、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)が今度開かれまして、その中では、世界全体で2030年までに海域の30%を保全するという目標が提案される予定になっています。

そしてそれに先駆けまして、今年のG7サミットでは「G7 2030年自然協約」

というものが決定されまして、その中では、世界及びG 7各国レベルで、2030年までに、海洋の少なくとも30%を保全または保護することが盛り込まれているところではあります。

先ほど申し上げましたように、現時点では2020年までに10%目標というものが達成しているところではありますけれども、この2030年までに30%という目標を達成していくためには新たに約17%分の保全または保護が必要ということになっておりまして、これを達成するためにはOECDの活用が重要であると我々は考えているところではあります。

このOECDをどうやって決めていくかということではありますけれども、先ほど、冒頭で申し上げましたとおり、環境省としては生物多様性の観点から重要度の高い海域、いわゆる重要海域というものを抽出しておりますので、この辺りを参考に考えていくのがいいかと思っています。

重要海域については、生物多様性条約COP9において、CBD事務局が科学技術的作業として、生態学的・生物学的に重要な海域、通称EBSAといいますけれども、これを選定することというのが位置づけられて、日本でもそれに基づいて、生態学的・生物学的観点から、科学的・客観的にそういう重要度の高い海域というものを明らかにしていきましようということで抽出したものになっています。

これらを各施策の推進のための基礎資料とすることになっておりますけれども、これを基に、先ほど申し上げた沖合海底自然環境保全地域も指定しているところではありますけれども、この中でまだ海洋保護区に指定されていない海域というものもありますので、それについてはOECDにしていくのがいいのかと思っていますところではあります。

ということで、これらの重要海域等の知見を参考にして、今後、重要度の高い海域の中で、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域などをOECDとして整理していくことがいいのではないかと考えております。

ただ、産業活動の結果としてということではありますけれども、そのOECDにはしっかりとモニタリングがされていて、その評価結果を管理のほうに反映する順応的管理の仕組みがあることが望ましいのではないかと考えているところではあります。



このような環境省の考え方がありますがけれども、このような考え方をベースに、令和3年度から海域におけるOECMの検討を開始していきたい、そして関係省庁と連携しながら検討していきたいと思っていますところです。

その上で、検討に当たっては、水産庁において検討されている持続可能な漁業と生物多様性保全の両立の観点からのOECMの設定についての検討結果も参考にしながら進めていきたいと考えておりますし、陸域と同じように、専門家を交えた勉強会を開催していきたいと思っています。この勉強会は、陸域の勉強会とは異なる専門家で構成して開催していこうと考えています。

これらでの検討を踏まえて、令和3年度の検討会の中で、海域におけるOECMの定義や考え方、そして今後の検討の方向性について取りまとめることができたかと思っておりますし、ゴールとしては、次期生物多様性国家戦略にこの30%目標を記載するというのと、あとは海域におけるOECMの定義や考え方などを記載できたらいいなと思っています。

このようなお話を、実は先月開催した陸域のOECMの勉強会で少しお話をさせていただきまして、委員の皆様からもろもろの御意見を頂きました。その頂いた御意見について、先ほど小林補佐から御説明を差し上げたOECMの基準A、B、C、Dにそれぞれ落とし込んで整理してみたものがこのスライドになっております。

例えば、境界線・区域については、OECMの候補海域、先ほど申し上げたような重要海域と既存の海洋保護区の関係性についてどのように整理するのがいいのか、統治管理の存在については、陸については線が引きやすいというようなお話が先ほど藤倉先生からあったところですが、海の立体性の観点からの整理が必要であるということとか、あとは監視・観察、調査はどのように実施するのかということ、そして域内保全への効果的な貢献については、OECM候補海域と先ほどの重要海域の関係性をどのように整理するかということとか、海域を利用する生物等の保全の観点もOECMを設定するのにとっては重要ではないかということ、そして付随する生態系の機能とサービスも、ここもかなり大きな部分ではあると思うのですが、漁業を含む海域利用とOECMの関係性をどう整理していくのかということが、これからの海域におけるOECMの検討のポイントになるのではないかとこのように御意見を頂いたところです。

このような御意見が勉強会でも出ているところですが、今回、検討会の委員の皆様には海域においてOECMの検討を進めるに当たって、このような懸念点があるとか、このようなことを考えたらいいのではないか、このように進めていけばいいのではないかというようなことについて、ざっくばらんにいろいろな御意見を頂いて、これからの海域におけるOECMの検討につなげていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

- 石井座長 御説明をありがとうございました。この部分は守審査官のほうから御説明いただきました。そういうことで、本当に頭出しということで、今後検討していくわけですが、こんな方向で検討始めてよろしいかということだと思います。では、委員の皆様から御意見、御質問があったらお願いします。いかがでしょうか。渡辺委員、お願いいたします。
- 渡辺委員 ありがとうございました。海のほうも検討していくということで期待しています。今の説明にもあったように、日本の海洋保護区は、自然公園法、漁業法、いろいろな制度が対象になっていて、管理の主体とか内容も様々。その中であって、沿岸域と沖合域で保護区とOECMをどう役割分担して適用したらいいか、ここをしっかりと整理することがとても大事だと思いました。沖合のほうは自然環境保全地域の沖合海底自然環境保全地域という、新たな仕組みが導入されて、そういった保護区との関係も整理しておくことが大事かと思いました。

幾つかコメントですが、沿岸域は7割以上が既に保護区だからOECMの必要性はあまりないと思うのかどうかという点に関しては、OECMの仕組みを活用することで沿岸の里海の保全活動が盛んになって活発化していくように、沿岸域でもOECMの仕組みを積極的に活用していく可能性はないのかどうかという辺りはぜひ考えてもらったらいいと思いました。

それから説明の中で、大きな方針として、持続可能な漁業活動の仕組みによって、結果として生物多様性の保全に貢献する海域をOECMの対象にしていく、そしてモニタリングを通じた順応的管理を基本に考えていくという方針の説明がありました。その方針は大事な点だと思いますけれども、モニタリングをするときに、先ほど藤倉委員からもあった管理の在り方といった点を含めてモニタリングの内容を考えていく上で、OECMは生物多様性保全への貢献ということなので、やはり生物多様性や生態系の状況に関する何らかのモニタリングをモニタ

リング全体の中に組み込むということもポイントとして大事ではないかと思いました。

知床の世界遺産の例ですけれども、生態系保全と持続可能な漁業の両立を目的として海域の管理計画を作って、その中で漁業対象種だけではなく海鳥とか海棲哺乳類を含めた指標種を選定して、そのモニタリングと順応的管理を基本にやろうということにしたのですけれども、そういった事例も今後の海域のOECMのモニタリングを考えていく上で参考になると思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。ではこの部分も時間もありませんので、先に御意見を伺いたいと思います。八木委員が挙手されています。よろしく願いします。
- 八木委員 ありがとうございます。私は2010年の愛知目標を決めるときに、SBSTTAですとか、あとは名古屋会合のコンタクトグループにもいたんですけれども、分母が何で、何の10%かというのが曖昧なまま採択されているのです。ですから、先ほど、沿岸で70%・沖合10%という話がありましたけれども、プロポーショナルリーに両方10%でいいとかそういう話でもないと思うのです。生物学的には沿岸のほうが生物多様性も高いし、一次生産も大きいので、沿岸のほうがよく保護度が高いというのは合理性があると思うのです。ですからそこはいいと思うのです。

コメントが2つあります。検討のポイントで基準がいろいろとあるんですが、プラスチックアルファであと2つ要るかと思っています。

それは、森から海の連環のようなことで、陸とつながっているところをどうするかというのが一つポイントになっているように思います。陸が含まれているので海域ではないといった話になるのもちょっと不幸な気がします。

あともう一つは、海底、特に沖合、海底だけを守っているのかというところがもしかして議論になるのかもしれませんが、ただ、海底を守っていても、上のほうの表層部分はarea basedではなくて、例えばマグロならマグロという種類を追いかけながらarea basedではないspecies-basedのconservationも行っていますから、別に海底だけをやっているから駄目という話ではないと思うのです。したがって、その議論を補強するポイントをこの検討のポイントに加えていただければいいかと思いました。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。佐藤委員、挙手されていますね。お願いします。
- 佐藤委員 佐藤です。ありがとうございます。私からは、最近のことということでは、私たちは東京での活動が主ですので東京の話をしますと、やはり東京ベイ、先ほど渡辺委員からもありましたが、沿岸部分というところで、沿岸部分をもっと輝いていくべきポイントではないかというようなことだったかと思うのですが、私も全くそう思っております。

今、世界の国際都市などは、ベイエリアとか、みなとみらいなど非常に大きく取り上げていいかと思えますし、ひいては、そういう生き物や自然環境保全ということが、都市の再生や持続可能なまちづくりにつながるというような視点で進めていると思うのです。東京のような大きな国際都市ですから、そういったところが東京ベイというところの保全につながるというのはきちんと確保されて、保全されていくことによって大きな影響を世界に与えるのではないかと考えているところです。

私の後ろの背景ですが、こちらは葛西海浜公園です。江戸川区にある都立公園ですけれども、ラムサール条約に登録されている場所です。実際こちらのほうの管理にも関わっているのですが、ラムサール条約があればいいかというとはなくて、常に保全と活用のはざまの中で、いろいろなステークホルダーときちんと話をしていないとなかなか理想的な保全ということはできないということを感じているところです。やはりそういったネットワークとか、あと、実際にどのような保全が必要なのか、目標設定とか、内容についても明確になっていかないと、やはり網をかけただけでは、実質保全がなされて継続されていくかというとはそうではないわけです。

ここは公園ですが、東京ベイというのはたくさんの企業とかNGOが入っていたり、もちろん公園もあって指定管理者とか、自治体も関わっているところですが、今、ベイエリアの企業さんとも話をしているところですが、やはり、皆さん、非常に気にされているというか、何かアクションを起こしたいとか、単純に海をきれいにしたいとか、もっとここをよくしていくことになって、何かこの地域一帯をよくしていけないかというようなことは相談されることが多いのですやはりばらばらな状況ですし、行政区も江戸川区、江東区、中央区、

港区、品川区、大田区と、東京湾側だけでもそれだけの行政区にまたがっているところですので、冒頭で申し上げたように、大きなガバナンスにつなげていくようなガバナンスが非常に必要だと思っております

そういったようなガバナンスの面ですが、今、出ているところだと、基準Bの統治・管理の存在というところだと思うのですが、統治・開発・調査とか、そういったことだけではなくて、やはりどうつないでいくか、ネットワーキングしていくのか、ともにここを守っていく、保全していくというような目標設定をどう実際にほかに投下していくのかというところまで考えていかないとやはり絵に描いた餅になってしまうのかと思っております。

チャットが見られない方もいらっしゃるかもしれませんが、サンフランシスコで行われている沿岸部 20 キロをつないでいくといったプロジェクトがあります。「Blue Greenway」というのですが、そこも中間支援のNPOが全体のネットワーキングをしながらみんなで沿岸部をよくしていこうというような取組ですけれども、こういった取組をきちんと位置づけていくということが今後の海域におけるOECMの検討ということでは大きなポイントになるのかと思っております。以上です。ありがとうございます。

- 石井座長 ありがとうございます。では藤倉委員、お願いいたします。
- 藤倉委員 ありがとうございます。八木委員がおっしゃったように、これからは恐らく沖合の表層のところをOECMとして考える必要性があるのかと私も思っています。例えば、これは水産的な、先ほど八木委員がマグロを例に挙げて種レベルで、行動範囲みたいなものからOECMがいかにかということをおっしゃったのですけれども、確かにそういう視点もあり、あとは水産庁さんがやられているTACとかの対象魚種を対象にしてそういったものが検討できないかというのもこの後ちょっと必要かと思っています。

あとは、事務局の皆さんにお願いしたいのですが、次回でも結構ですので、図を御用意いただけるとありがたいです。例えば、EBSA（重要海域）としては沿岸域と沖合表層域と沖合海底域が設定されたわけですけれども、この資料の地図で出ているのは沖合海底域の部分だけだと思います。沿岸域と沖合表層域と沖合海底域、それぞれのEBSA（重要海域）と海洋保護区（MPA）が一目で分かるような地図というのがあるとうれしいかと思いました。見にくくなるようで

したら、沿岸域バージョンと沖合域バージョンに分けていただければと思います。以上です。

- 石井座長 はい。私から藤倉委員や八木委員に質問ですが、表層と言われているのは、いわゆる底質だけではなく、水柱環境という言葉がよくありますけれども、そこも含めて言われているのでしょうか。
- 藤倉委員 はい。私のイメージは水柱も含めてですが、恐らく水柱の情報というのはあまりにも少な過ぎるので、主には表層というか、マグロなんかは結構深くまで潜りますけれども、その対象とする種の行動範囲と考えればいいかと思っています。
- 石井座長 はい、分かりました。八木委員もそれでよろしいですか。
- 八木委員 はい。大丈夫です。
- 石井座長 分かりました。質問という部分もありましたが、コメントが多かったと思うのですが、事務局のほうから何かあったらお願いいたします。
- 環境省・羽井佐調整官 今回、具体の御質問というよりも、御意見、御助言がメインだったという認識で、全てのコメントについて、今後の検討課題だと思いつながり聞いておりました。また海に関しましては、農水省さん、水産庁さん、そのほか関係省庁の皆さんと個別にいろいろと御相談しながら進めていく必要がございますので、今日頂いた御意見を踏まえて、関係省庁の皆さんと御相談しながら考えていきたいと思っています。

全ての御意見をピックアップするわけではないのですが、海と陸の連携のこととか、海同士のネットワークのこととか、私のほうが今までメインで考えていなかった部分について非常に重要な御示唆を頂いたというように思っておりますので、今後の検討に生かしていきたいと思っております。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。ということで時間になってしまいました。特にどうしてもという御発言があったらお願いしたいですけれども、皆さん、よろしいですか。

追加の御意見等があるかと思うのですが、また後のところで事務局の方から、いつまでに追加の御意見をくださいというメッセージを入れていただくとありがたいと思います。特に委員の皆さんからご意見がないようでしたら以上にしたいと思っています。その他のところ、事務局、何かございますか。

- 事務局・河野 大丈夫です。お時間もありますので。
- 石井座長 よろしいですか。特になければ、本当に時間いっぱいになってしまいましたけれども、これで議事を全て終えまして、進行を事務局にお返しいたします。よろしくをお願いします。
- 事務局・河野 はい。石井座長、ありがとうございます。それでは最後に、環境省自然環境計画課の堀上課長より閉会の御挨拶を頂きたいと思います。
- 環境省・堀上課長 石井座長をはじめ、委員の皆様、たくさんの御意見を賜りまして大変ありがとうございました。

私もこの7月に計画課に参りまして、5年ぶりではありますが、生物多様性保全の関係、あるいは環境省全体の動きもかなり速くなっている中で、このOECMの今後の可能性ということは非常に強く感じているところでございます。保全地域以外のところというのは環境省としてもかなりこれまで課題としておりましたし、ここを保全していくこと、あるいは活動を活発にしていくことでいろいろな環境問題に寄与していくことがありますので、しっかりと進めていかなければと思っていますところでは。

今日の検討会では、特に国際的な動きも踏まえながら今行っていますのでOECMの認定基準について案をお示ししましたけれども、御意見は、いろいろな陸と海のつながりですとか、あるいは体制づくり、活動についての連携のこと、そういったことにも及んできましたので、今後は、基準のことに加えて、その仕組みづくりのところも検討の中に入れて、また委員の皆様と御議論させていただければと思っています。

海域については今日が具体的な議論のスタートとなりますので、こちらも今後は勉強会の先生方とも意見交換しながら進めさせていただければと思います。

いずれにしてもOECMへの関心は非常に高まっておりますので、これを機会に、我が国ならではのOECMの実現を図っていきたいと思っていますので、引き続き、皆様、御協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。これをもって閉会の挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

- 事務局・河野 堀上課長、ありがとうございます。最後に事務局からの連絡になります。先ほど石井座長からもございましたが、追加の御意見やアドバイス等がございましたら、今月末の8月31日までに事務局にメール等で御連絡いただ

ければと存じます。

それではこれもちまして、令和3年度第1回民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会を閉会させていただきます。委員の皆様には貴重な御意見を頂きまして誠にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴者の皆様に御参加いただき、ありがとうございました。

以上